

＊北海道公報

発行 北 海 道
(総務部法制文書課)
電話 011-231-4111
(内線 22-264)
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

目 次	ページ
規 則	
○北海道行政組織規則の一部を改正する規則..... (人事課)	41
○建築基準法施行細則の一部を改正する規則..... (建築指導課)	41
訓 令	
○北海道総合行政情報ネットワーク通信取扱規程の一部を改正する訓令 (情報基盤課)	42
○地方行政協議会規程を廃止する訓令..... (地域政策課)	42
告 示	
○民生委員の定数及び民生委員協議会を組織する区域の一部改正..... (地域福祉課)	42
○土地改良法による道営換地計画の決定..... (農地調整課)	44
○土地改良法による道営換地計画の変更決定..... (農地調整課)	44
○道営土地改良事業変更計画の決定..... (土地改良指導課)	44
○農業振興地域の指定の一部改正..... (農村計画課)	44
○漁港の指定内容の変更..... (漁港漁村課)	44
○知事権限に係る保安林の指定..... (治山課)	45
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の予定..... (治山課)	45
道教育委員会教育長告示	
○特定調達契約に係る入札の公告.....	46
道警察本部告示	
○交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区の一部改正.....	47

規 則
北海道行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成16年11月30日 北海道知事 高 橋 はるみ 北海道規則第126号 北海道行政組織規則の一部を改正する規則 北海道行政組織規則 (昭和41年北海道規則第21号) の一部を次のように改正する。 第33条を次のように改める。

第33条 削除

第120条第2項の表北海道立心身障害者総合相談所渡島支所の項中「戸井町 恵山町 楳法華村 茅部郡南茅部町 鹿部町」を「茅部郡鹿部町」に改める。

別表第1の5の表渡島支庁渡島中部地区水産技術普及指導所の項担当区域の欄中「函館市」を「函館市のうち渡島支庁渡島南部地区水産技術普及指導所の担当区域を除く区域」に改め、同表渡島支庁渡島南部地区水産技術普及指導所の項位置の欄中「亀田郡恵山町」を「函館市」に改め、同項担当区域の欄中「亀田郡戸井町 恵山町 楳法華村 茅部郡南茅部町」を「函館市 (原木町、新二見町、浜町、館町、泊町、弁才町、瀬田来町、汐首町、釜谷町、小安町、丸山町、小安山町、日浦町、吉畑町、豊浦町、大潤町、中浜町、川上町、女那川町、日和山町、高岱町、日ノ浜町、古武井町、恵山町、柏野町、御崎町、恵山岬町、元村町、富浦町、島泊町、新八幡町、新恵山町、絵紙山町、新浜町、銚子町、古部町、木直町、尾札部町、川汲町、安浦町、臼尻町、豊崎町、大船町、双見町及び岩戸町の区域に限る。）」に改める。

別表第2北海道渡島保健福祉事務所の項中「七飯町 戸井町 恵山町 楳法華村 南茅部町」を「七飯町」に改める。

別表第2の2の2の表渡島保健福祉事務所森支所の項中「南茅部町 鹿部町」を「鹿部町」に改める。

別表第3北海道渡島保健所の項中「七飯町 戸井町 恵山町 楳法華村 南茅部町」を「七飯町」に改める。

別表第3の2北海道渡島保健所森支所の項中「南茅部町 鹿部町」を「鹿部町」に改める。

別表第4及び別表第5から別表第5の3までの規定中「七飯町 戸井町 恵山町 楳法華村 南茅部町」を「七飯町」に改める。

附 則

(施行期日)

- この規則は、平成16年12月1日から施行する。
(北海道財務規則の一部改正)
- 北海道財務規則 (昭和45年北海道規則第30号) の一部を次のように改正する。
第20条第2項中「地方行政協議会長たる」を削る。

建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年11月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第127号

建築基準法施行細則の一部を改正する規則

建築基準法施行細則 (昭和48年北海道規則第9号) の一部を次のように改正する。

捨てないで 缶とあなたの道徳心

別表第2の70の項中「戸井町、恵山町、榎法華村、南茅部町、」を削る。 附 則 この規則は、平成16年12月1日から施行する。													
訓 令													
北海道訓令第13号 本 庁 出 先 機 関 北海道総合行政情報ネットワーク通信取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。 平成16年11月30日 北海道知事 高 橋 はるみ 北海道総合行政情報ネットワーク通信取扱規程の一部を改正する訓令 北海道総合行政情報ネットワーク通信取扱規程（平成8年北海道訓令第1号）の一部を次のように改正する。 第2条第2号中「及び消防本部（札幌市消防本部を除く。）」を削り、同条第4号中「石狩支庁通信所」を「通信所」に改め、同条第6号を削り、同条第7号を同条第6号とし、同号の次に次の1号を加える。 （7）共通選任局 無線局のうち、電波法施行令（平成13年政令第245号）第3条に定める資格を有する者で当該無線局に設置する無線設備の操作及び監督を行うことができるもの（以下「無線従事者」という。）が常駐せず、かつ、当該無線局の無線従事者として別表の左欄に掲げる無線局の無線従事者が選任されている同表の右欄に掲げるものをいう。 第8条第1項中「北海道総合企画部長」を「企画振興部長」に改める。 第9条第1項第1号中「総合企画部IT推進室情報基盤課長」を「企画振興部IT推進室情報基盤課長」に改め、同項第4号及び第5号を削る。 第10条第2項中「電波法第40条第1項に規定する」及び「の資格を有する者」を削り、「通信所」の次に「及び共通選任局」を加える。 第16条の見出しを「（報告）」に改め、同条第1項中「通信所」の次に「及び共通選任局」を加え、「以下この条において同じ。」を削り、同条第2項及び第3項を削る。 第17条第1項中「書類」を「書類等」に改める。 第18条中「別記第3号様式」を「別記第2号様式」に改める。 第19条中に見出し中「総合企画部長」を「企画振興部長」に改め、同条中「北海道総合企画部長」を「企画振興部長」に改める。 附則の次に次の別表を加える。													
別表（第2条関係） <table><tr><td>右欄に掲げる無線局の無線従事者の常駐場所</td><td>共 通 選 任 局 と す る 無 線 局 名</td></tr><tr><td>本 庁 統 制 局</td><td>後志支庁統制局 空知支庁統制局 上川支庁統制局 留萌支庁統制局 胆振支庁統制局 日高支庁統制局 石狩支庁管内中継局 後志支庁管内中継局 空知支庁管内中継局 上川支庁管内中継局 留萌支庁管内中継局 胆振支庁管内中継局 日高支庁管内中継局</td></tr><tr><td>渡島支庁統制局</td><td>檜山支庁統制局 渡島支庁管内中継局 檜山支庁管内中継局</td></tr><tr><td>宗谷支庁統制局</td><td>宗谷支庁管内中継局</td></tr><tr><td>網走支庁統制局</td><td>網走支庁管内中継局</td></tr><tr><td>釧路支庁統制局</td><td>十勝支庁統制局 根室支庁統制局 十勝支庁管内中継局 釧路支庁管内中継局 根室支庁管内中継局</td></tr></table> 別記第2号様式を削り、別記第3号様式を別記第2号様式とする。 附 則 この訓令は、平成16年11月30日から施行する。		右欄に掲げる無線局の無線従事者の常駐場所	共 通 選 任 局 と す る 無 線 局 名	本 庁 統 制 局	後志支庁統制局 空知支庁統制局 上川支庁統制局 留萌支庁統制局 胆振支庁統制局 日高支庁統制局 石狩支庁管内中継局 後志支庁管内中継局 空知支庁管内中継局 上川支庁管内中継局 留萌支庁管内中継局 胆振支庁管内中継局 日高支庁管内中継局	渡島支庁統制局	檜山支庁統制局 渡島支庁管内中継局 檜山支庁管内中継局	宗谷支庁統制局	宗谷支庁管内中継局	網走支庁統制局	網走支庁管内中継局	釧路支庁統制局	十勝支庁統制局 根室支庁統制局 十勝支庁管内中継局 釧路支庁管内中継局 根室支庁管内中継局
右欄に掲げる無線局の無線従事者の常駐場所	共 通 選 任 局 と す る 無 線 局 名												
本 庁 統 制 局	後志支庁統制局 空知支庁統制局 上川支庁統制局 留萌支庁統制局 胆振支庁統制局 日高支庁統制局 石狩支庁管内中継局 後志支庁管内中継局 空知支庁管内中継局 上川支庁管内中継局 留萌支庁管内中継局 胆振支庁管内中継局 日高支庁管内中継局												
渡島支庁統制局	檜山支庁統制局 渡島支庁管内中継局 檜山支庁管内中継局												
宗谷支庁統制局	宗谷支庁管内中継局												
網走支庁統制局	網走支庁管内中継局												
釧路支庁統制局	十勝支庁統制局 根室支庁統制局 十勝支庁管内中継局 釧路支庁管内中継局 根室支庁管内中継局												
北海道訓令第14号 本 庁 出 先 機 関 地方行政協議会規程を廃止する訓令を次のように定める。 平成16年11月30日 北海道知事 高 橋 はるみ 地方行政協議会規程を廃止する訓令 地方行政協議会規程（昭和41年北海道訓令第30号）は、廃止する。 附 則 この訓令は、平成16年12月1日から施行する。													
告 示													
北海道告示第949号 昭和28年北海道告示第1799号（民生委員の定数及び民生委員協議会を組織する区域）の一部を次のように改正し、平成16年12月1日から施行する。													

平成16年11月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

別表の1市の区域の表函館市の項中「647人」を「710人」に、

「

第25方面同	本通1丁目から4丁目、東山町、 山の手1丁目から3丁目	を
--------	--------------------------------	---

」

「

第25方面同	本通1丁目から4丁目、東山町、 山の手1丁目から3丁目
第26方面同	小安町、小安山町、釜谷町、汐首 町、瀬田来町、弁才町、泊町、館 町、浜町、新二見町、原木町、丸 山町
第27方面同	日浦町、吉畑町、豊浦町、大濶町、 中浜町、女那川町、川上町、日和 山町、高岱町、日ノ浜町、古武井 町、恵山町、柏野町、御崎町
第28方面同	恵山岬町、元村町、富浦町、島泊 町、新恵山町、絵紙山町、新八幡 町、新浜町、銚子町
第29方面同	古部町、木直町、尾札部町、川汲 町、安浦町、臼尻町、豊崎町、大 船町、双見町、岩戸町

」

「

橋南中央地区 同	幣舞町、富士見、千代ノ浦、柏木 町、千歳町	を
橋南西部地区 同	南大通、入舟、大町、港町	

」

「

橋南地区同	南大通、大町、入舟、港町、幣舞 町、富士見、柏木町、千歳町、千 代ノ浦	に、
-------	---	----

」

に改め、同表釧路市の項中

を

に、

「

鳥取東部地区 同	昭和、北園、安原、昭和町、鳥取 大通1丁目から3丁目、鳥取南2 丁目、3丁目、鳥取北3丁目、昭 和北
鳥取西部地区 同	新富士町、北斗、鶴野、音羽、美 濃、山花、桜田、鳥取大通4丁目 から9丁目、鳥取南4丁目から8 丁目、鳥取北4丁目から10丁目、 西港

を

「

鳥取東部地区 同	鳥取大通1丁目から4丁目、鳥取 北3丁目及び4丁目、鳥取南2丁 目から4丁目、新富士町、西港1 丁目
鳥取西部地区 同	鳥取大通5丁目から9丁目、鳥取 北5丁目から10丁目、鳥取南5丁 目から8丁目、鶴野、鶴野東、中 鶴野、音羽、北斗、桜田、山花、 美濃
昭和地区同	昭和町、昭和、昭和中央、昭和北、 昭和南、北園、安原

」

に改め、同表夕張市の項中「60

人」を「58人」に改め、同表芦別市の項中「68人」を「66人」に改め、同表江別市の項中「241人」を「245人」に、「緑町、王子」を「緑町東1丁目から4丁目、緑町西1丁目から3丁目、王子」に、「条丁目」を「1条1丁目から3丁目、2条1丁目から6丁目、3条1丁目から6丁目、4条1丁目から7丁目、5条1丁目から7丁目、6条5丁目から8丁目、7条6丁目から8丁目、8条7丁目及び8丁目」に改め、「上江別南町、上江別」の次に「ゆめみ野東町、ゆめみ野南町」を、「豊幌」の次に「大川通、豊幌花園町、豊幌美咲町、豊幌はみんぐ町、萌えぎ野西、萌えぎ野中央、萌えぎ野東」を加え、「野幌若菜町」を「野幌若葉町」に改め、同表三笠市の項中「55人」を「54人」に改め、同表根室市の項中「69人」を「70人」に改め、同表千歳市の項中「205人」を「211人」に改め、「ポロピナイ」及び「あずさ」を削り、「上最都の一部」を「上長都の一部、あずさ」に改め、同表滝川市の項中「116人」を「117人」に改め、同表歌志内市の項中「26人」を「25人」に改め、同表富良野市の項を次のように改める。

富良野市	人 53	富良野市民生 委員協議会	富良野市一円
------	---------	-----------------	--------

別表の1市の区域の表恵庭市の項中「126人」を「128人」に改め、同表伊達市の項中「73人」を「74人」に改め、同表北広島市の項中「110人」を「122人」に改める。

別表の2町村の区域の表福島町の項中「30」を「29」に改め、同表上磯町の項中「90」を「91」に改め、同表戸井町の項、恵山町の項、榎法華村の項及び南茅部町の項を削り、同表上ノ国町の項中「27」を「26」に改め、同表厚沢部町の項中「21」を「19」に改め、同表大成町の項中「15」を「14」に改め、同表真狩村の項中「11」を「10」に改め、同表積丹町の項中「19」を「17」に改め、同表奈井江町の項中「27」を「22」に改め、同表上砂川町の項中「21」を「20」に改め、同表妹背牛町の項中「15」を「14」に改め、同表雨竜町の項中「13」を「11」に改め、同表沼田町の項中「15」を「14」に改め、同表東神楽町の項中「21」を「24」に改め、同表比布町の項中「15」を「14」に改め、同表剣淵町の項中「14」を「10」に改め、同表朝日町の項中「11」を「10」に改め、同表美深町の項中「26」を「25」に改め、同表増毛町の項中「26」を「23」に改め、同表中頓別町の項中「15」を「14」に改め、同表丸瀬布町の項中「12」を「10」に改め、同表白滝村の項中「10」を「9」に改め、同表湧別町の項中「23」を「22」に改め、同表滝上町の項中「24」を「21」に改め、同表鶴川町の項中「25」を「22」に改め、同表日高町の項中「12」を「11」に改め、同表音更町の項中「90」を「95」に改め、同表芽室町の項中「47」を「46」に改め、同表広尾町の項中「26」を「24」に改め、同表足寄町の項中「35」を「33」に改め、同表陸別町の項中「18」を「16」に改める。

北海道告示第950号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、新十津川町西花月地区の換地計画を定めた。

その関係書類は、北海道空知支庁に備え置いて、平成16年11月30日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成16年11月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第951号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第5項の規定により、上富良野町富島地区の換地計画の変更計画を定めた。

その関係書類は、北海道上川支庁に備え置いて、平成16年11月30日から20日間、一般の縦

覧に供する。

平成16年11月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第952号

次の地区について、道営土地改良事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、平成16年12月1日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成16年11月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

地 区 名	事 業 の 種 類	縦 覧 場 所
生 田	水田農業経営確立排水対策特別（農業用排水）	北海道胆振支庁
西多寄第1	経営体育成基盤整備（区画整理、農業用排水、暗きょ）	北海道上川支庁

北海道告示第953号

昭和47年北海道告示第3389号（農業振興地域の指定）の一部を次のように改正し、平成16年12月1日から施行する。

その農業振興地域の区域を表示した図面は、北海道農政部農村計画課及び関係支庁に備え置いて縦覧に供する。

平成16年11月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

函館地域の事項中「函館空港の区域、」の次に「小安町、小安山町、釜谷町、汐首町、瀬田来町、弁才町、泊町、館町、浜町、新二見町、原木町、丸山町、日浦町、吉畑町、豊浦町、大潤町、中浜町、女那川町、川上町、日和山町、高岱町、日ノ浜町、古武井町、恵山町、柏野町、御崎町、恵山岬町、元村町、富浦町、島泊町、新恵山町、絵紙山町、新八幡町、新浜町、銚子町、古部町、木直町、尾札部町、川汲町、安浦町、白尻町、豊崎町、大船町、双見町、岩戸町、国有林野の区域、」を加え、「及び122から125」を「122から125、1001から1031、2001から2040、3001から3010及び4001から4060」に改める。

北海道告示第954号

漁港法の一部を改正する法律（平成12年法律第78号）附則第2条第2項及び漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第6条第5項の規定に基づき、第2種戸井漁港の所在地の欄中「亀田郡戸井町」を「函館市」に改め、区域の欄中「水準拠標」を「一等水準点7015」に、「準地方費道」を「一般国道278号」に改め、第2種大潤漁港の所在地の欄中「亀田郡恵山町」を「函館市」に改め、区域の欄中「恵山町字豊浦」を「函館市豊浦町」に、「同町字大潤」を「同市大潤町」に改め、第2種尾札部漁港の所在地の欄中「茅部郡南茅部町」を「函

館市」に改め、区域の欄中「南茅部町字尾札部」を「函館市尾札部町」に、「同町字尾札部」を「同市尾札部町」に改め、平成16年12月1日から施行する。

平成16年11月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第955号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する。

平成16年11月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 保安林の所在場所 目梨郡羅臼町緑町13・299の1・礼文町32の1（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道根室支庁経済部林務課及び羅臼町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第956号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成16年11月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1(1) 保安林予定森林の所在場所 上川郡朝日町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- (2) 指定の目的 水源のかん養
- (3) 指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
朝日町（次の図に示す部分に限る。）
 - (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

- 2(1) 保安林予定森林の所在場所 上川郡朝日町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- (2) 指定の目的 土砂の流出の防備
- (3) 指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
朝日町（次の図に示す部分に限る。）
 - (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

- 3(1) 保安林予定森林の所在場所 士別市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- (2) 指定の目的 水源のかん養
- (3) 指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
士別市（次の図に示す部分に限る。）
 - (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

- 4(1) 保安林予定森林の所在場所 上川郡下川町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- (2) 指定の目的 水源のかん養
- (3) 指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
下川町（次の図に示す部分に限る。）

- (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

- 5(1) 保安林予定森林の所在場所 中川郡中川町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- (2) 指定の目的 水源のかん養
- (3) 指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
- 中川町（次の図に示す部分に限る。）
- (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

- 6(1) 保安林予定森林の所在場所 中川郡中川町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- (2) 指定の目的 土砂の流出の防備
- (3) 指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
- 中川町（次の図に示す部分に限る。）
- (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

- 7(1) 保安林予定森林の所在場所 天塩郡天塩町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- (2) 指定の目的 水源のかん養
- (3) 指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

- 8(1) 保安林予定森林の所在場所 天塩郡幌延町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- (2) 指定の目的 水源のかん養
- (3) 指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
- 幌延町（次の図に示す部分に限る。）
- (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課並びに土別市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

道教育委員会教育長告示

北海道教育委員会教育長告示第22号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達には1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成16年11月30日

北海道教育委員会教育長 相馬 秋夫

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする特定役務の名称及び数量 道立学校校内LAN構築に係るシステムインテグレーション業務 60校
- (2) 調達をする特定役務の仕様等
- ア システムインテグレーション業務
- 購入済みのサーバ、クライアント等及び敷設済みの校内LAN配線により校内LANを構築するためのネットワークの設計及びその設計に基づく関連機器の設定を行う

業務。なお、詳細は入札説明書による。 イ 導入時職員操作説明等業務 校内LAN設置校において構築したネットワーク及び関連する事項について、当該学校の職員を対象とした操作説明を行う業務。なお、詳細は入札説明書による。 (3) 契約期間 契約日から平成17年3月31日まで (4) 履行場所 入札説明書による。 2 入札に参加する者に必要な資格 次のいずれにも該当すること。 (1) 平成15年北海道告示第17号又は平成16年北海道告示第5号に規定する情報システムの開発の資格を有すること。 (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。 (3) 経済産業大臣からシステムインテグレーター（S I）企業の登録を受けていること。 (4) ネットワークスペシャリストを複数有すること。 (5) 過去3年間（平成13年度から平成15年度まで）に官公庁又は民間事業者と本業務と類似する業務の契約及び履行実績を有すること。 3 条件付一般競争入札参加資格の審査 (1) この入札は地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者はアからウまでに定めるところにより、2の(3)から(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。 ア 申請の時期 平成16年12月13日から22日まで（土曜日及び日曜日を除く。午前9時から午後5時） イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。 ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060 - 8544 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道教育庁生涯学習部高校教育課 (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。 4 契約条項を示す場所 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道教育庁生涯学習部高校教育課 5 入札執行の場所及び日時 (1) 入札場所 札幌市中央区北3条西7丁目道庁別館 北海道教育庁 8階 1号会議室（送付による場合は、郵便番号 060 - 8544 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道教育庁生涯学習部高校教育課） (2) 入札日時 平成17年1月12日（水）午前10時（送付による場合は、平成17年1月11日までに必着）	(3) 開札場所 (1)に同じ。 (4) 開札日時 (2)に同じ。 6 入札保証金 平成16年北海道告示第448号の1の(2)及び(3)による。 7 入札説明書の交付に関する事項 (1) 交付場所 4に同じ。 (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。 8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否 平成16年北海道告示第448号の2のア及び3の(1)による。 9 その他 平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(4)、(7)、(8)、(9)、(11)、(12)及び(13)によるほか、次による。 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名称 北海道教育庁生涯学習部高校教育課 (2) 所在地 郵便番号 060 - 8544 札幌市中央区北3条西7丁目 電話番号 011 - 231 - 4111 内線 35 - 717 10 Summary A . Nature and quantity of the services to be procured : Systems integration of Local Area Network at Prefectural Schools 60 Prefectural Schools B . Bid tendering date and time : 10 : 00 A. M., January 12, 2005 (If mailed, bids must arrive no later than January 11, 2005) C . Contact : High School Education Division, Lifelong Learning Department, Hokkaido Board of Education, Nishi 7, Kita 3, Chuo-ku, Sapporo, Hokkaido, Japan, 060-8544, Phone : 011-231-4111 Extension 35-717 <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">道 警 察 本 部 告 示</td></tr> <tr> <td colspan="2"> 北海道警察本部告示第164号 交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区（昭和43年北海道警察本部告示第23号）の一部を次のように改正し、平成16年12月1日から施行する。 平成16年11月30日 北海道警察本部長 芦 刈 勝 治 別表函館方面函館中央警察署の項中 </td></tr>	道 警 察 本 部 告 示		北海道警察本部告示第164号 交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区（昭和43年北海道警察本部告示第23号）の一部を次のように改正し、平成16年12月1日から施行する。 平成16年11月30日 北海道警察本部長 芦 刈 勝 治 別表函館方面函館中央警察署の項中	
道 警 察 本 部 告 示					
北海道警察本部告示第164号 交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区（昭和43年北海道警察本部告示第23号）の一部を次のように改正し、平成16年12月1日から施行する。 平成16年11月30日 北海道警察本部長 芦 刈 勝 治 別表函館方面函館中央警察署の項中					

「	湯川		同 湯川町 1丁目32番地 3号	を
「	湯川		同 湯川町 1丁目32番3 号	に、
「	鍛神		同 中道2 丁目30番14号	を
「	鍛神		同 中道2 丁目24番10号	に、

上湯川	函館市上湯川 町21番地	函館市上湯川町
旭岡	同 西旭岡 町2丁目51番 6号	同 西旭岡町1丁目から3丁目ま で、銅山町、鈴蘭丘町及び鱒川町
亀尾	同 亀尾町 58番地の1	同 亀尾町、庵原町、旭岡町、寅沢 町、三森町、紅葉山町、米原町、東畑 町、鉄山町、蛾眉野町及び豊原町
銭亀	同 銭亀町 141番地の5	同 銭亀町、志海苔町、赤坂町、瀬 戸川町、中野町、石倉町、根崎町の一 部（市道弥右門川通りの以東）及び高 松町の一部（市道高松1号線の以東及 び道道函館空港線と市道高松1号線と の交点から上湯川町との境界までの道 道函館空港線の以南）
石崎	同 石崎町 302番地の1	同 石崎町、古川町、新湊町、鶴野 町及び白石町
戸井西	亀田郡戸井町 字小安町523 番9	亀田郡戸井町字小安町、字釜谷町、字 瀬田来町、字汐首町及び字小安山

を

戸井	同 16番地の3	同 字浜町、字館町、字二見 町、字原木町、字弁才町、字泊町及び 字丸山
恵山西	同 恵山町 字中浜74番地 1	同 恵山町字川上、字大瀬、字日 浦、字豊浦、字女那川、字中浜、字日 和山及び字吉畑
恵山	同 字日の浜153 番地の1	同 字日の浜、字古武井、字 恵山、字御崎、字高岱及び字柏野
椴法華	同 椴法華 村字八幡町 103番地の1	同 椴法華村字八幡町、字恵山岬、 字元村、字富浦、字島泊、字浜野、字 銚子、字絵紙山及び字恵山

上湯川	函館市上湯川 町16番地9	函館市上湯川町
旭岡	同 西旭岡 町2丁目51番 地6	同 西旭岡町1丁目から3丁目ま で、銅山町、鈴蘭丘町及び鱒川町
亀尾	同 亀尾町 58番地1	同 亀尾町、庵原町、旭岡町、寅沢 町、三森町、紅葉山町、米原町、東畑 町、鉄山町、蛾眉野町及び豊原町
銭亀	同 銭亀町 141番地5	同 銭亀町、志海苔町、赤坂町、瀬 戸川町、中野町、石倉町、根崎町の一 部（市道弥右門川通りの以東）及び高 松町の一部（市道高松1号線の以東及 び道道函館空港線と市道高松1号線と の交点から上湯川町との境界までの道 道函館空港線の以南）
石崎	同 石崎町 302番地1	同 石崎町、古川町、新湊町、鶴野 町及び白石町
戸井西	同 小安町 523番地9	同 小安町、釜谷町、瀬田来町、汐 首町及び小安山町

に改め、同表函館方

戸 井	同 浜町16番地 3	同 浜町、館町、新二見町、原木町、弁才町、泊町及び丸山町
恵山西	同 中浜町74番地 1	同 川上町、大瀬町、日浦町、豊浦町、女那川町、中浜町、日和山町及び吉畑町
恵 山	同 日ノ浜町153番地 1	同 日ノ浜町、古武井町、恵山町、御崎町、高岱町及び柏野町
榎法華	同 新八幡町130番地 4	同 新八幡町、恵山峠町、元村町、富浦町、島泊町、新浜町、銚子町、絵紙山町及び新恵山町
尾札部	同 尾札部町339番地 1地先	同 尾札部町の一部（尾札部川以東及びからまつ団地）、木直町及び古部町
白 尻	同 白尻町119番地	同 白尻町、豊崎町、双見町、岩戸町及び大船町
南茅部	同 川汲町427番地	同 川汲町、安浦町及び尾札部町（尾札部川以東及びからまつ団地を除く。）

面森警察署の項中

署所在地			茅部郡森町字上台町299番地 6	茅部郡森町字御幸町、字鳥崎町、字富士見町、字鷲ノ木町、字栗ヶ丘、字森川町、字上台町、字清澄町、字霞台、字姫川、字常盤町、字東森町、字桂川、字本町、字栄町、字港町、字新川町、字尾白内町及び字白川
		石 谷	同 字本茅部町163番地	同 字本茅部町、字蛭谷町、字石倉町、字濁川、三岱及び清滝
		駒ヶ岳	同 字駒ヶ岳488番地の 5	同 字赤井川および駒ヶ岳

を

署所在地			茅部郡森町字上台町299番 6	茅部郡森町字御幸町、字鳥崎町、字富士見町、字鷲ノ木町、字栗ヶ丘、字森川町、字上台町、字清澄町、字霞台、字姫川、字常盤町、字東森町、字桂川、字本町、字栄町、字港町、字新川町、字尾白内町及び字白川
		石 谷	同 字本茅部町163番地	同 字本茅部町、字蛭谷町、字石倉町、字濁川、字三岱及び字清滝
		駒ヶ岳	同 字駒ヶ岳488番地の 5	同 字赤井川及び字駒ヶ岳

に、

砂原東	同 砂原町字四軒町35番地の11	同 砂原町字紋兵工砂原の一の山、字彦瀬、字四軒町、字二つ山、字会所町、字沼尻、字相泊、字砂原原野線、字八島渡および字砂崎
砂原中央	同 字紋兵工砂原199番地 7	同 大字掛瀬村ならびに大字砂原村字度杭崎、長瀬崎および紋兵衛砂原の一部
尾札部	同 南茅部町 字 尾 札 部 499番地	同 南茅部町字尾札部の一部（尾札部川以東及びからまつ団地）、字木直及び字古部
白 尻	同 字白尻119番地	同 字白尻、字豊崎、字双見、字岩戸及び大船
南茅部	同 字川汲427番地	同 字川汲、字安浦及び字尾札部（尾札部川以東及びからまつ団地を除く。）

を

「			に改める。	
砂原東	同 砂原町 字四軒町35番 地の11	同 砂原町字紋兵工砂原の一部（通 称役場通線以東）、字彦濶、字四軒 町、字二ツ山、字会所町、字沼尻、字 相泊、字砂原原野線、字八島渡、字砂 崎、字砂原及び字砂原原野		
砂原中 央	同 字紋兵工砂原 176番地の6	同 字度杭崎、字長瀬崎、字 紋兵工砂原の一部（通称役場通線以 西）、字押出、字小石崎、字掛濶度杭 崎及び字場中		
」				